長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金（第６弾）交付要領

制定　　令和８年７月 31 日
発行人　一般社団法人長野県ＬＰガス協会

（通則）

第１条　長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金（第６弾）（以下「支援金」という。）の交付については、長野県補助金等交付規則（昭和３４年長野県規則第９号。以下「規則」という。）、長野県ＬＰガス価格高騰対策事業補助金（第６弾）交付要綱（令和８年７月 23 日付け以下「要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において、「協会」「値引き実施者」「支援事務局」とは、次の各号の定めるところによる。

（１）「協会」とは、長野県ＬＰガス価格高騰対策事業（第６弾）を実施する者とし、「要綱」における補助事業者である一般社団法人長野県ＬＰガス協会をいう。

（２）「値引き実施者」とは、「第６条第１項の規定に基づく交付決定の通知を受けた者で、「要綱」における間接補助事業者であるＬＰガス販売事業者をいう。

（３）「支援事務局」とは、当該補助事業の事務を担当する組織をいう。

（交付の目的）

第３条　本事業は、長野県が指定する値引き単価に応じた値引きを行ったＬＰガス販売事業者に対してその値引き原資等を支援することにより、ＬＰガス価格の上昇により影響を受けている一般消費者等の負担を直接的に軽減することを目的とする。

（交付の対象及び支援金の額）

第４条　協会は、値引き実施者に対して、ＬＰガス料金の値引き原資等として、要綱に基づき長野県から受けた交付決定額の範囲内で支援金を交付する。

２　値引きの対象は、長野県内でＬＰガスを消費する一般消費者等（体積販売に限る。）であって、国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）、および高圧ガス保安法に基づく工業的な用途で利用している者は除く。また、ＬＰガスを供給するコミュニティーガス（旧簡易ガス）を含む。

３　交付対象経費及び支援金の額は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第５条　ＬＰガス販売事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、様式第１号による支援金交付申請書を支援事務局に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第６条　支援事務局は、第５条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の

内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第２号による支援金交付決定通知書を値引き実施者に送付するものとする。

２　支援事務局は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第７条　値引き実施者は、支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から１５日以内に支援事務局に書面をもって申し出なければならない。

（支援金の経理等）

第８条　値引き実施者は、支援金の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

２　値引き実施者は、前項の帳簿及び証拠書類を支援金の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後５年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第９条　値引き実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第３号による申請書を支援事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）値引き対象件数が大幅に増加するおそれがあるとき

（２）支援金の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき

（３）支援金の全部又は一部を他に承継させようとするとき

（４）破産手続き、民事再生手続き等法的整理の手続きを行うとき（代理人による申請を含む。）

２　支援事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

３　値引き実施者は、第１項各号以外の事項を変更する場合は、あらかじめ支援事務局に連絡しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第 10 条　値引き実施者は、第６条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を支援事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事故の報告）

第 11 条　値引き実施者は、支援金による値引きの実施が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は支援金による値引きの実施が困難となった場合においては、速やかに様式第４号による事故報告書を支援事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 12 条　値引き実施者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は令和 8 年 11 月 20 日のいずれか早い日までに様式第５号による実績報告書兼精算払請求書に付表を添付して支援事務局に提出しなければならない。

２　値引き実施者は、第１項の実績報告を行うに当たって、その証拠となる書類を整理し、当該報告に係る年度の終了後５年間保存しなければならない。

（支援金の額の確定等）

第 13 条　支援事務局は、前条第１項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る支援金による値引きの実施結果が支援金の交付決定の内容（第９条第１項に基づく承認をした場合は、その承認された内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、様式第６号により確定された支援金の額を値引き実施者に通知するものとする。なお、帳簿類の調査ができない場合等、支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないときは、当該支援金に係る金額は交付の対象とならない。

２　協会又は支援事務局は、支援金の適正な遂行のため必要があると認めたときは、現地調査等のほか、事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、値引き実施者は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（支援金の支払）

第 14 条　支援事務局は、前条第１項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に、速やかに支払うものとする。

ただし、必要があると認められた場合については、概算払をすることができる。

２　値引き実施者は、前項ただし書きの規定により支援金の概算払を受けようとするときは、様式第７による概算払請求書を協会に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第 15 条　協会又は支援事務局は、支援金の適切な遂行のため必要があると認めたときは、値引き実施者に対し、支援金に関し報告を求め、又は、値引き実施者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。この場合において、値引き実施者は協力するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 16 条　支援事務局は、第９条第１項第２号の支援金の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第６条第１項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（１）値引き実施者が、規則、本要領に基づく支援事務局の処分若しくは指示に違反した場合

（２）値引き実施者が、支援金を支援金以外の用途に使用した場合

（３）値引き実施者が、支援金に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
（４）値引き実施者が、交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
（５）値引き実施者が、支援金実施期間の終了までに支援金を完了しなかった場合
（６）値引き実施者が、第 12 条第１項に定める期限内に実績報告書を提出しなかった場合
（７）値引き実施者が、別紙１「誓約事項等同意書」に違反した場合

２　支援事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（協会等による実地検査）

第 17 条　支援金の交付後、長野県又は協会は、値引き実施者に対し、支援金に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により支援金の返還命令等の指示がなされた場合は、値引き実施者はこれに必ず従うものとする。

（情報管理及び秘密保持）

第 18 条　値引き実施者は、支援金の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、支援金の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表又は漏えいしてはならない。

２　値引き実施者は、支援金の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。値引き実施者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も値引き実施者による違反行為とみなす。

３　本条の規定は支援金による値引き完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（値引き実施者情報の変更）

第 19 条　値引き実施者は、支援事務局に報告している会社情報等の変更が生じた場合は、速やかに支援事務局に届け出るものとする。

（誓約事項及び同意事項）

第 20 条　値引き実施者は、別紙１について支援金の交付申請前に確認し、交付申請書の提出をもってこれに誓約又は同意したものとする。

（その他）

第 21 条　支援事務局は、本要領に定めるもののほか、支援金の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項について別に定めるものとする。

２　協会又は支援事務局は、値引き実施者に対し、本要領に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

附　則

この要領は、令和８年７月 31 日より施行し、同日より適用する。

別表

支援金交付対象経費の区分	内容
事業費（値引き原資）	上限 2,000 円×値引きを行った一般消費者等の数の範囲内
事務手数料	値引きを行った LP ガス販売事業者に対して支払う事務手数料 ［事務手数料の算出方法］ １販売店あたり、値引きを行った一般消費者等の数×100 円（ただし、上限は 20 万円とする） なお、複数の販売店を持つ販売事業者において、各販売店の事務手数料の合計額が 100 万円を超える場合は、１販売事業者あたり 100 万円を上限とする

別　紙１

長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金（第６弾）　誓約事項等同意書

当社（組合）は、長野県ＬＰガス価格高騰対策事業支援金（第５弾）（以下「本支援金」という。）におけるＬＰガスの販売事業者としての交付申請にあたり、長野県ＬＰガス価格高騰対策支援金（第６弾）交付要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本支援金の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

- 不正な支援金の交付申請防止に係る誓約事項
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項
- 個人情報の取扱いに係る同意事項
- 支援金事業の遂行上の課題・懸念等に対して協会又は支援事務局に事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
- 要領及び協会又は支援事務局からの指示に従うこと